

今後の検討の進め方（案）

○ NDBと介護DBの連結解析のあり方については、先般、本有識者会議において「これまでの議論の整理」（平成30年7月19日）として、以下の論点について一定の整理を行ったところであり、この中で法定化に向けた検討を進めるべきとされた事項（データの収集・利用目的に関する法の規定の整備等）については、現在厚生労働省において法制面での検討を進めている。

- ①データの収集・利用目的、対象範囲（データの収集・利用目的、個人特定可能性への対応、収集・利用目的との整合性の確保）
- ②第三者提供
- ③実施体制
- ④費用負担
- ⑤技術面の課題
- ⑥今後の進め方（NDBと介護DBの連結解析、保健医療分野の他の公的データベースとの関係整理）

○ このうち、引き続き本有識者会議で検討するとされた論点については、NDBや介護DBに関連する業務ごとの特性や、データの利用主体のニーズ等に基づき、見直しの方向性を検討することが適当である。

今後は、引き続き検討するとされた論点について、以下の視点に沿ってさらに議論を進め、NDB・介護DB及びその連結データに係る見直しの方向性を検討することとする。

1. 研究者等に対するデータの提供（第三者提供）
2. データベースの整備・保守管理
3. その他（オープンデータ等の扱い）

○ また、議論にあたっては、必要な制度改正も見据え、2020年度を目途に対応すべき点を中心に見直しの方向性を検討するとともに、「医療・介護データ等の解析基盤」において提供することが望ましい具体的な機能（システム面の対応を含む。）についても適宜検討することとする。

※ 見直しの方向性については、NDBと介護DBの連結解析だけでなく、NDB・介護DB単体の運用に係るものも含まれている点に留意。

ただし、介護DBについては、現在第三者提供の準備段階であることから、本格実施の状況、NDBの運用に係る本有識者会議での検討の状況等の諸状況を踏まえ、今後運用のあり方を検討。